

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱 新旧対照表

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱 新旧対照表	
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成22年1月12日から施行する。</p> <p>2 川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱は廃止する。</p> <p>3 川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する環境影響調査指針は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年7月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年9月1日から施行する。</u></p>	<p>第1章～3章 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成22年1月12日から施行する。</p> <p>2 川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱は廃止する。</p> <p>3 川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する環境影響調査指針は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成22年7月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>

第1号様式（第3条第2項関係）

事業計画書

年 月 日

（あて先）川崎市長

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱第3条第2項の規定により、事業計画書を提出いたします。

事前調整区分	<input type="checkbox"/> 新規許可 <input type="checkbox"/> 変更許可 <input type="checkbox"/> 変更届出	
事業計画者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設を設置する事業場	名称	
	所在地	
汚染土壌処理施設を設置する事業場の用途地域		
工事着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日 （既設の場合は設置年月日）	年 月 日	
汚染土壌処理施設の種別		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力	t/日（ 時間） t/時間	

第1号様式（第3条第2項関係）

事業計画書

年 月 日

（あて先）川崎市長

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱第3条第2項の規定により、事業計画書を提出いたします。

事前調整区分	<input type="checkbox"/> 新規許可 <input type="checkbox"/> 変更許可 <input type="checkbox"/> 変更届出	
事業計画者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設を設置する事業場	名称	
	所在地	
汚染土壌処理施設を設置する事業場の用途地域		
工事着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日 （既設の場合は設置年月日）	年 月 日	
汚染土壌処理施設の種別		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力	t/日（ 時間） t/時間	

他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合はその都道府県知事（政令市の場合は市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	許可番号(申請年月日)		都道府県(市)名
汚染土壌の処理の方法			
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）			
保管設備の場所及び容量			
法第 22 条第 3 項第 2 号ホに規定する役員の氏名及び住所	氏 名		住 所
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力	名称		
	所在地		
	許可番号		
	種類		
	処理能力	t/日	

他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合はその都道府県知事（政令市の場合は市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	許可番号(申請年月日)		都道府県(市)名
汚染土壌の処理の方法			
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）			
保管設備の場所及び容量			
法第 22 条第 3 項第 2 号ホに規定する役員の氏名及び住所	氏 名		住 所
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力	名称		
	所在地		
	許可番号		
	種類		
	処理能力	t/日	

処理対象物質及び汚染状態	土壌溶出量 (mg/L)	第一溶出量基準		土壌含有量 (mg/kg)
		適合○	不適合×	
クロロエチレン				—
四塩化炭素				—
1,2-ジクロロエタン				—
1,1-ジクロロエチレン				—
1,2-ジクロロエチレン				—
1,3-ジクロロプロペン				—
ジクロロメタン				—
テトラクロロエチレン				—
1,1,1-トリクロロエタン				—
1,1,2-トリクロロエタン				—
トリクロロエチレン				—
ベンゼン				—
カドミウム及びその化合物				
六価クロム化合物				
シアン化合物				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物				
アルキル水銀化合物				
セレン及びその化合物				
鉛及びその化合物				
砒及びその化合物				
砒素及びその化合物				
ふっ素及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
シマジン				—
チオベンカルブ				—
チウラム				—
PCB				—
有機りん化合物				—
連絡先	担当部署 担当氏名 電話番号			

- 備考1 事前調整区分の欄には、該当する口にレ印を記載してください。
 2 欄内にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
 3 次の書類を添付してください。
 (1) 汚染土壌処理施設の設置場所の周辺の状況を説明する書類
 (2) 汚染土壌処理施設の処理方法、能力、構造等を説明する書類
 (3) 汚染土壌処理施設の運転管理に関する書類
 (4) 申請者が汚染土壌処理の事業を継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類

第2号様式～第4号様式 (略)

処理対象物質及び汚染状態	土壌溶出量 (mg/L)	第一溶出量基準		土壌含有量 (mg/kg)
		適合○	不適合×	
四塩化炭素				
1,2-ジクロロエタン				
1,1-ジクロロエチレン				
1,2-ジクロロエチレン				
1,3-ジクロロプロペン				
ジクロロメタン				
テトラクロロエチレン				
1,1,1-トリクロロエタン				
1,1,2-トリクロロエタン				
トリクロロエチレン				
ベンゼン				
カドミウム及びその化合物				
六価クロム化合物				
シアン化合物				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物				
アルキル水銀化合物				
セレン及びその化合物				
鉛及びその化合物				
砒素及びその化合物				
ふっ素及びその化合物				
ほう素及びその化合物				
シマジン				
チオベンカルブ				
チウラム				
PCB				
有機りん化合物				
連絡先	担当部署 担当氏名 電話番号			

- 備考1 事前調整区分の欄には、該当する口にレ印を記載してください。
 2 欄内にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
 3 次の書類を添付してください。
 (1) 汚染土壌処理施設の設置場所の周辺の状況を説明する書類
 (2) 汚染土壌処理施設の処理方法、能力、構造等を説明する書類
 (3) 汚染土壌処理施設の運転管理に関する書類
 (4) 申請者が汚染土壌処理の事業を継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類

第2号様式～第4号様式 (略)